

沖縄県高等学校等奨学のための給付金のご案内

■制度について

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

この制度は、返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金（国が行っている制度）とは別の、県が行っている制度です。

○支給額（返還の必要はありません） ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		32,300円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	110,100円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	141,700円

■申請方法

沖縄県高等学校等奨学のための給付金の支給を受けるためには、在籍する学校（沖縄高専）を經由して沖縄県に申請書等を提出する必要があります。申請希望者は、下記提出書類を**令和3年8月27日（金）まで**に**郵送または持参（保護者、学生いずれも可）**で沖縄高専学生課学生係に提出してください。

【提出先】〒905-2192 沖縄県名護市辺野古905番地

沖縄工業高等専門学校学生課学生係 電話0980-55-4032

※窓口対応時間 8時30分～17時15分（平日のみ）

■提出書類

世帯の状況によって提出書類が異なります。

○**保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯**

① 高校生等奨学給付金受給申請書（様式1-1, 1-2）※両面印刷

② 課税額が確認できる書類 → 令和3年度課税証明書 又は マイナンバーカードの写し

※マイナンバーカードの写しは「**個人番号カード（写）等貼付台紙**」に貼り付けて提出

③ マイナンバーカードの写しを郵送で提出する場合

→ 身分証明書の写し（保護者等1名分）を「**身分証明書貼付台紙**」に貼り付けて提出

④ **債権者登録申請書** → 給付金を振り込むための口座を登録する書類です。

（申請者と口座名義人が異なる場合は、**【依頼書】**も併せて提出してください。）

裏面に続きます

⑤ 振込先口座の通帳の写し

→ 銀行名、支店名、フリガナ、口座番号がわかる部分を、鮮明にコピーしてください。

追加書類が必要な場合

対象学生に

15歳（中学生を除く。）以上23歳未満（平成10年7月3日～平成18年7月2日生まれ）の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯。

→ **全員の健康保険証の写し（学生本人・兄弟姉妹の全員分）を、健康保険証貼付様式に貼り付けて提出（※1）**

※1-1 国保に加入している場合は、親権者確認のため、**扶養誓約書（様式6）**も追加で提出。

※1-2 国保の世帯主と申請者が異なる場合は、さらに**戸籍謄本**も追加で提出してください。

○生活保護受給世帯

① **高校生等奨学給付金受給申請書（様式1-1, 1-2）※両面印刷**

② **生活保護法の規定による生業扶助（高等学校就学費）受給証明書**

③ **債権者登録申請書** → 給付金を振り込むための口座を登録する書類です。

（申請者と口座名義人が異なる場合は、**【依頼書】**も併せて提出してください。）

④ **振込先口座の通帳の写し**

→ 銀行名、支店名、フリガナ、口座番号がわかる部分を、鮮明にコピーしてください。

○家計急変世帯

別紙「家計急変世帯への支援について」を参照してください。

■今後の予定・留意事項

① 学校を經由し、沖縄県へ申請書を提出。沖縄県で審査を行った後、指定された口座（債権者登録申請書に記載された口座）へ沖縄県から直接支払いが行われます。

② 給付の回数は、原則として1人の高校生等につき年1回、通算3回が上限です。

③ 給付金は、年度当初に必要な経費等を支援することを目的としているため、7月1日現在の状況で確認を行い、その後の世帯状況等の変化、学生の休学、退学などの場合にも返還等は求めません。（但し、不正受給の場合を除く。）

④ 今年度、新入生の一部前倒し給付を受給した方が残額を受給するには再度申請が必要です。

奨学のための給付金に係る提出書類等確認票

※学校へ提出する前に提出書類の確認をお願いいたします。

【受給要件】

- 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給対象である
- 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学している
- 保護者等の居住地が沖縄県である
- 7月1日現在、学校に在学している
- 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税、又は生活保護受給世帯
上記すべてに該当している場合、給付対象者となります。

※ 家計急変世帯に関しては、別紙を参照してください。

【提出書類】

○共通

- 高校生等奨学のための給付金受給申請書
- 債権者登録申請書
- 振込口座の通帳の写し(銀行名、支店名、フリガナ及び口座番号がわかるもの)
- ※ 申請者以外の口座へ振り込む場合
 - 依頼書

生活保護受給世帯

- 生活保護法の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2)
(生活保護証明書で生業扶助を受けているか確認できる場合は、生活保護受給証明書でも可)

非課税世帯

- 世帯の課税状況を確認できる書類(課税証明書又は個人番号カード(写)等貼付台紙)
 - 身分証明書貼付台紙(個人番号カード(写)等貼付台紙を郵送で提出する場合のみ)

家計急変世帯

- 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
離職票、雇用保険受給資格者証等、破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
- 家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類
(家計急変前)課税証明書
(家計急変後)会社作成の給与明細書、直近の給与明細書、税理士又は公認会計士の作成した書類
- 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類
扶養親族の分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

* 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

- 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養者の健康保険証等の写し(学生本人と兄弟姉妹の全員分)
 - 国保に加入している場合は、扶養者確認のため、扶養誓約書(様式6)を追加提出
 - 国保の世帯主と申請者が異なる場合は、さらに戸籍謄本を追加提出
 - やむを得ない理由により保険証の写しを提出できない方は、扶養誓約書(様式6)、戸籍謄本を提出

家計急変世帯への支援について

■ 制度について

令和3年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。

(7月以降の家計急変は申請の翌月(申請が月初めの場合申請の月)の1日)

- (1) 保護者等(親権者)の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税相当世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している
- (4) 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等に入学している

■ 支給額 給付額(年額) × (申請のあった月の翌月～翌3月)/12月

(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	110,100円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	141,700円

■ 提出書類

- ① 高校生等奨学給付金(家計急変) 受給申請書(様式1-4, 1-5) ※両面印刷
- ② 債権者登録申請書
(申請者と口座名義人が異なる場合は、【依頼書】も併せて提出してください。)
- ③ 振込先口座の通帳の写し
→銀行名、支店名、フリガナ、口座番号がわかる部分を、鮮明にコピーしてください。
- ④ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
離職票、雇用保険受給資格者証等、破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
- ⑤ 家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類
課税証明書の写し(家計急変前)
会社作成の給与明細、直近の給与明細書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類(家計急変後)
- ⑥ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類
扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書

裏面に続きます

追加書類が必要な場合

対象学生に

15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯。

→全員の健康保険証の写し（学生本人・兄弟姉妹の全員分）を、健康保険証貼付様式に貼り付けて提出（※1）

※1-1 国保に加入している場合は、親権者確認のため、扶養誓約書（様式6）も追加で提出。

※1-2 国保の世帯主と申請者が異なる場合は、さらに戸籍謄本も追加で提出してください。

■留意事項

※ 災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象となりません。

※ 生活保護の生業扶助の受給者は支給対象にはなりません。7月1日時点で生活保護（生業扶助）受給世帯は、生活保護受給世帯での支給となります。

※ 状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

※ 家計急変については、提出期限（8月27日（金））に関わらず、令和4年1月24日（月）まで

随時提出可能です